

# 平成26年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

府省庁名 文部科学省

No	9
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <b>その他</b> （検討中）
要望項目名	指定都市に係る県費負担教職員の給与負担を道府県から指定都市へ移管するための税源移譲
要望内容 (概要)	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）</p> <p>指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担についての指定都市への移譲</p> <p>・特例措置の内容</p> <p>現在、市町村立学校職員給与負担法（以下、「給与負担法」という。）により、県費負担教職員の給与費については都道府県の負担とされているが、平成25年3月12日閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担については道府県から政令指定都市に移譲することとされた。</p> <p>この給与等の負担を移管するにあたっては、指定都市に対して安定的かつ確実な財源保障を行う必要がある。地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）においても、「事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべき」と示されているところ。そこで、道府県から指定都市へ一定の税源移譲を行うことにより給与等の負担の移管に必要な経費を確保する（具体的な税源移譲の内容は関係省と連携しつつ検討中）。</p> <p>なお、本要望の実現にあたっては、給与負担法、地方税法のほか、義務教育費国庫負担法、義務標準法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律等の改正が必要となる。施行時期については、指定都市等における一定の準備期間が必要なため、早くとも平成27年度以降とする。</p> <p>○市町村立学校職員給与負担法（抄）</p> <p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第七条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第六条に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）及び事務職員のうち次に掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、特地勤務手当（これに準ずる手当を含む。）、へき地手当（これに準ずる手当を含む。）、時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）（以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする</p>
減収見込額	<p>[初年度] — ( — ) [平年度] — ( — )</p> <p>[改正増減収額] — ( — ) (単位：百万円)</p>

関係条文

<p>要望理由</p>	<p>(1) 政策目的          現行制度では、給与負担法の規定により、市町村立の小学校・中学校・特別支援学校等の基幹的教職員の給与費は都道府県の負担とされており、また、これらの教職員の人事権は、地教行法の規定により指定都市の教職員を除いて都道府県教育委員会に属することとされている（県費負担教職員制度）。このため、指定都市に関しては、人事権者と給与負担者が異なる、いわゆる「ねじれ」状態にある。この「ねじれ」状態を解消することにより、教育行政に関する指定都市及び道府県の権限と責任の一致を図る。</p> <p>さらに、給与負担の移管とあわせ、教職員定数の決定及び学級編制基準の決定権限を指定都市に移譲することにより、指定都市が自ら加配定数の数や内容、学級規模を判断できるようになる等、より一層学校の実情に即した教職員配置を可能とする。</p> <p>(2) 施策の必要性          本件については、これまでも「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）、「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権推進本部決定）等において、県費負担教職員の給与負担の道府県から政令指定都市への移譲について指摘されたところである。また、平成25年3月12日閣議決定「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」において、政令指定都市に係る県費負担教職員の給与等の負担について、「大都市制度の見直しの審議状況や、教育行政の在り方についての検討状況を踏まえつつ、関係省庁において、関係者の理解を得て、速やかに結論を出したうえで、指定都市へ移譲する」と指摘されたところである。さらに、平成25年6月25日地方制度調査会答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」においても、「事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべき」と示されているところである。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」（平成15年6月27日閣議決定）</li> <li>・「地方分権改革推進要綱（第1次）」（平成20年6月20日地方分権推進本部決定）</li> <li>・「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」（平成25年3月12日閣議決定）</li> </ul>
	政策の達成目標	<p>指定都市に給与負担を移譲することにより、人事権者と給与負担者が一致することとなり、指定都市がより主体的で責任ある教育行政を行うことが期待される。</p> <p>さらに、給与負担の移譲とあわせ、教職員定数の決定及び学級編制基準の決定権限を指定都市に移譲することにより、指定都市が自ら加配定数の数や内容、学級規模を判断できるようになる等、より一層学校の実情に即した教職員配置を可能とする。</p>
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	
	同上の期間中の達成目標	
	政策目標の達成状況	
有効性	要望の措置の適用見込み	北海道・札幌市、宮城県・仙台市、埼玉県・さいたま市、千葉県・千葉市、神奈川県・横浜市・川崎市・相模原市、新潟県・新潟市、静岡県・静岡市・浜松市、愛知県・名古屋市、京都府・京都市、大阪府・大阪市・堺市、兵庫県・神戸市、岡山県・岡山市、広島県・広島市、福岡県・北九州市・福岡市、熊本県・熊本市（15道府県、20政令市）
	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<p>教職員給与費は、地方財政において大きな割合を占める経費であるとともに、憲法上保障された義務教育を受ける権利を保障するために欠かせないものであることから、その負担者を変更する場合には、長期的に安定的な財源を保障することが不可欠であり、税源移譲が適切な方策である。</p> <p>また、指定都市としても、税源移譲による財源保障を要望している。</p>
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	
	要望の措置の妥当性	<p>給与負担の移譲を行うにあたり、税源移譲を行わずに地方交付税で措置する場合、現在交付されている交付税交付金が移管される給与費負担額よりも少ない道府県の場合、財源調整を十分に行うことができない。</p> <p>また、県から指定都市に毎年度所要額を交付金を交付して措置する方式も考えられるが、県の関与が依然として残り、地方分権の趣旨に合わない。</p> <p>地方制度調査会の「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」（平成25年6月25日）においても、「事務の移譲により指定都市に新たに生じる財政負担については、適切な財政措置を講じる必要があり、県費負担教職員の給与負担等まとまった財政負担が生じる場合には、税源の配分（住民税所得割や住民税法人税割のような道府県税と市町村税において課税標準が共通する税目に係る税源移譲や地方消費税交付金等の税交付金など）も含めて財政措置のあり方を検討すべき」と示されているところである。</p>
ページ	9—2	

税負担軽減措置等の適用実績	なし
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	なし
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	
前回要望時の達成目標	
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	
これまでの要望経緯	
ページ	9—3